

加古川市斎場整備運営事業要求水準書 新旧対照表（主なもの）

旧	新
第1章 総則 第3節 一般事項 5. 保険・保証・賠償等に関する事項 5.2 保証 (2) 契約不適合責任 本施設の契約不適合責任の期間は引渡し後 2 年間とするが、事業期間中に発覚し、要求水準書に記載する要件を満たさない場合も改善の対象とする。 第2章 業務の要求水準書 第4節 運営業務 2. 運営業務の要求水準 2.3 火葬業務 (2) 残骨灰処理業務 ア 業務内容 4) 残骨灰に含まれる金・銀・プラチナ・パラジウム等の有価物については残骨灰から選別後、売却可能な状態に精錬し、市に返還するものとする。売却可能な状態とは、ホールマークの打刻<u>や</u>証明書の添付により、一般的な商慣習に照らして、当該有価物を第三者に売却できる状態をいう。市への引き渡しは年1回を原則とし、市の指示する方法により行うものとする。 第5節 維持補修業務 2. 維持管理業務の要求水準 2.2 保守管理業務 (10) 環境衛生管理業務 ア 業務内容 (11) 植栽・外構・緩衝緑地維持管理業務 イ 業務の対象 1) 次の樹木等<u>を</u>管理するために、以下に示す各作業を行うものとする。	第1章 総則 第3節 一般事項 5. 保険・保証・賠償等に関する事項 5.2 保証 (2) 契約不適合責任 本施設の契約不適合責任の期間は引渡し後 2 年間とするが、事業期間中に発覚し、要求水準書に記載する要件を満たさない場合も改善の対象とする。<u>なお部分使用を行う場合の当該部分の契約不適合責任期間の開始時期は、当該部分の部分使用を開始した時期とする。</u> 第2章 業務の要求水準書 第4節 運営業務 2. 運営業務の要求水準 2.3 火葬業務 (2) 残骨灰処理業務 ア 業務内容 4) 残骨灰に含まれる金・銀・プラチナ・パラジウム等の有価物については残骨灰から選別後、売却可能な状態に精錬し、市に返還するものとする。売却可能な状態とは、ホールマークの打刻<u>が可能な有価物はホールマークの打刻を、不可な有価物は</u>証明書の添付により、一般的な商慣習に照らして、当該有価物を第三者に売却できる状態をいう。市への引き渡しは年1回を原則とし、市の指示する方法により行うものとする。 第5節 維持補修業務 2. 維持管理業務の要求水準 2.2 保守管理業務 (10) 環境衛生管理業務 ア 業務内容 <u>2) 測定時の火葬炉の稼働状態は、最も排気ガスの条件が悪くなる通常の火葬ローテーション環境下で行うものとする。</u> (11) 植栽・外構・緩衝緑地維持管理業務 イ 業務の対象 1) 次の樹木等<u>について、利用者の心が休まる、落ち着いた空間を提供できるように、適切に</u>管理するために、以下に示す各作業を行うものとする。

ウ 業務内容

1) 剪定

種類	本数等	剪定頻度	その他
クロマツ（仕上げ、揉み上げ）	4本	剪定年1回	
クロマツ（ハサミ打ち）	4本	剪定年1回	
低木	12,000株	剪定年2回	
カイズカイブキ（仕立物）	16本	剪定年1回	
生け垣	275m	剪定年2回	

（中略）

4) 病虫害の防除薬剤散布

種類	本数等	程度	その他
大高木	10本	10L/本	年1回
高木	446本	3L/本	年1回
中木	740本	1.5L/本	年1回
低木	12,000株	0.05L/株	年1回
生け垣	275m	2L/m	年1回

エ 除草剤の散布

2.3 清掃業務

(2) 業務内容

ア 日常清掃業務

1) 玄関ホール、見送りホール、炉前ホール、炉室、告別室、待合ホール、休憩室（和室）、会議室、便所、玄関周辺、旧運転手控え室、屋外喫煙所等の日常清掃

イ 週間清掃業務

1) 絨毯及び入口マットの塵あい除去、座布団カバーの洗濯、アイロンがけ

ウ 年間清掃業務（全斎場施設内該当部分）

- 1) 電気ポリシャーによる清掃・ワックスがけ （年5回）
- 2) 窓ガラス、廊下ガラスの清掃 （年5回）
- 3) クリーニング専用機によるジュウタンの清掃 （年2回）
- 4) ベランダ、屋上、車庫、天井、照明器具等の清掃 （年1回）
- 5) 害虫駆除の作業 （年1回）

ウ 業務内容

樹木等を適切に管理する為、剪定、施肥、除草剤の散布等必要な作業を行う。頻度や回数については事業者の提案によるものとする。

（削除）

2.3 清掃業務

(2) 業務内容

斎場内の各室について、利用者が快適に過ごせるよう、適切に清掃を行う。清掃対象、清掃内容や清掃頻度は事業者の提案による。なお、日々の業務で実施する「日常清掃業務」と、定期又は不定期に実施する「年間清掃業務」を想定している。

ア 日常清掃業務

1) 玄関ホール、見送りホール、炉前ホール、告別室、待合ホール、休憩室（和室）、便所、玄関周辺、屋外喫煙所等の日常清掃

（削除）

イ 年間清掃業務（全斎場施設内該当部分）

- 1) 電気ポリシャーによる清掃・ワックスがけ
- 2) 窓ガラス、廊下ガラスの清掃
- 3) クリーニング専用機によるジュウタンの清掃
- 4) ベランダ、屋上、車庫、天井、照明器具等の清掃
- 5) 害虫駆除の作業

(3) 清掃対象施設と内容の内訳

第3章 火葬炉の整備に関する要求水準

第2節 火葬炉設備更新工事の要件

2. 更新後の火葬炉設備

2.1 更新後の火葬炉の基本要件

表3-1 火葬炉の基本性能

年間最大火葬件数（ピーク時）	3,569 件 （R17(2035)–R22(2040)年）
日最大火葬件数（ピーク時）	18 件 R17(2035)–R22(2040)年 現状の 1.25 倍
日最大火葬炉回転数	3 回/日・炉 災害時には 4 回/日・炉
炉の大きさ	標準炉 <u>（想定最低寸法）</u> <u>幅 : 650mm 以上</u> <u>高さ : 650mm 以上</u> <u>長さ : 2,100mm 以上</u>
火葬重量	100kg <u>以上</u> を基本とする （想定内訳） 遺体重量 75kg/棺重量 15kg/副葬品 10kg

(削除)

(3) その他

塵芥の収集及び運搬・廃棄として、斎場施設内で発生したごみは、市の区分に従い「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分別し、それぞれ適切に処理すること。また資源化が可能なごみについては、リサイクルに努めること。なお、廃棄の際の処理手数料については、指定管理者の負担とする。また、剪定枝の廃棄による処理手数料については、市の減免対象とする。

第3章 火葬炉の整備に関する要求水準

第2節 火葬炉設備更新工事の要件

2. 更新後の火葬炉設備

2.1 更新後の火葬炉の基本要件

表3-1 火葬炉の基本性能

年間最大火葬件数（ピーク時）	3,569 件 （R17(2035)–R22(2040)年）
日最大火葬件数（ピーク時）	18 件 R17(2035)–R22(2040)年 現状の 1.25 倍
日最大火葬炉回転数	3 回/日・炉 災害時には 4 回/日・炉
炉の大きさ	標準炉 <u>（想定する火葬可能な棺寸法）</u> <u>幅 : 600mm</u> <u>高さ : 550mm</u> <u>長さ : 1,950mm</u> <u>※当該寸法の棺を火葬できる炉の大きさ以上のものとする</u> <u>動物炉（想定する火葬可能な段ボール箱寸法）</u> <u>幅 : 600mm</u> <u>高さ : 600mm</u> <u>長さ : 1,200mm</u> <u>※当該寸法の段ボール箱を火葬できる炉の大きさ以上のものとする。</u>
火葬重量	100kg を基本とする （想定内訳） 遺体重量 75kg/棺重量 15kg/副葬品 10kg

2.2 更新後の火葬炉の環境性能

(2) 排ガスに係る保証値

排ガスに係る保証値は、各排気筒出口における火葬一工程の平均値として次に示すとおりとする。また、示された保証値等は、特に断りがない限り、酸素濃度12%換算値とする。

表 3-2 排ガス保証値

規制物質	保証値
ばいじん量	0.01g/m ³ N 以下
硫黄酸化物	30ppm 以下
窒素酸化物	250ppm 以下
塩化水素	50ppm 以下
一酸化炭素	30ppm 以下
ダイオキシン類濃度	1ng-TEQ/Nm ³ 以下

(3) 特定悪臭物質濃度 (中略)

表 3-3 特定悪臭物質濃度保証値

項目	濃度	項目	濃度
(略)	(略)	(略)	(略)

(4) 悪臭に係る保証値

本施設から発生する悪臭については、次の保証値以下とする。

- 1) 臭気強度 2.5 以下 (敷地境界) : 特定悪臭物質による規制
 2) 臭気濃度 10 以下 (敷地境界)
 500 以下 (排気筒出口)

(5) 騒音に係る保証値

本施設から発生する騒音は、敷地境界において次の基準値以下とする。

2.2 更新後の火葬炉の環境性能

(2) 排ガスに係る基準

排ガスに係る基準値は、各排気筒出口における火葬一工程の平均値として次に示すとおりとする。

表 3-2 排ガス基準値

規制物質	基準値
ばいじん量	0.1g/m ³ N 以下
硫黄酸化物	30ppm 以下
窒素酸化物	250ppm 以下
塩化水素	50ppm 以下
一酸化炭素	30ppm 以下
ダイオキシン類濃度	1ng-TEQ/Nm ³ 以下 (酸素濃度 12%換算値)

(3) 特定悪臭物質濃度に係る基準 (中略)

表 3-3 特定悪臭物質濃度の基準値

特定悪臭物質の 種類	規制基準 (大気中の含有率)	特定悪臭物質の 種類	規制基準 (大気中の含有率)
(略)	(略)	(略)	(略)

(4) 悪臭に係る基準

本施設から発生する悪臭については、次の基準値以下とする。
 (削除)

- 1) 臭気濃度 10 以下 (敷地境界)
 500 以下 (排気筒出口)

(5) 騒音に係る基準

本施設からできるだけ騒音が出ない仕組みとする。

表 3-4 騒音基準

(6) 振動に係る保証値

(7) 排出灰に係る保証値（残骨灰・飛灰）

2.3 その他留意事項

2) 排ガス及び悪臭に関し、保証値として明記していない種類の物質に対しても、周辺環境に悪影響を与えることのないよう配慮すること。

2.4 性能試験

(3) 事業完了時検査

1) 全ての火葬炉更新工事が完了した際に、大気、悪臭、騒音、振動の測定を行うこと。

3) 敷地境界における悪臭、騒音、振動の測定は、提示するタイムテーブルでの最大火葬炉の稼働時に行うこと。

4) 排ガス等検査の結果、大気汚染にかかわる公害防止基準のうち1項目でも保証値を満足しない系列がある場合は、その原因を速やかに市に報告して事業者の責任において改善を行い、改めて当該系列の再検査を行うものとする。

(4) その他

(表の削除)

(削除)

(削除)

2.3 その他留意事項

2) 排ガス及び悪臭に関し、基準値として明記していない種類の物質に対しても、周辺環境に悪影響を与えることのないよう配慮すること。

2.4 性能試験

(3) 事業完了時検査

1) 全ての火葬炉更新工事が完了した際に、大気、悪臭の測定を行うこと。

3) 敷地境界における悪臭の測定は、提示するタイムテーブルでの最大火葬炉の稼働時に行うこと。

4) 排ガス等検査の結果、大気汚染にかかわる公害防止基準のうち1項目でも基準値を満足しない系列がある場合は、その原因を速やかに市に報告して事業者の責任において改善を行い、改めて当該系列の再検査を行うものとする。

(4) その他

2) 全ての火葬炉更新工事が完了した際に、騒音、振動の測定を行い、市に報告すること。

3) 敷地境界における騒音、振動の測定は、最大火葬炉の稼働時に行い、市に報告すること。

3. 各機器の性能要件

3.2 主要性能

(1) 火葬炉設備等の主要性能

表 3－4 火葬炉の主要な想定構成

火葬炉基数	撤去	人体炉 8 基 胞衣炉 1 基 動物炉 1 基
	更新後	人体炉 8 基（標準炉） 動物炉 1 基
炉の形式	<u>台車型</u>	<u>炉の形式</u>
排気系列	撤去	1 炉 1 系列
	更新後	1 炉 1 系列あるいは 2 炉 1 系列
燃料	更新後	灯油
集塵装置	撤去	スクリーンフィルター
	更新後	スクリーンフィルター（既存建屋内での更新のため）

ア 火葬時間

3) 運転回数は継続安定して 3 回／炉・日（最大 4 回／炉・日）が可能なものとする。

3.3 燃焼設備

(2) 断熱扉

ア 数量

1) 8 面

(3) 炉内台車

ア 数量

1) 標準炉用 8 台、予備標準炉用 1 台

(4) 再燃焼炉

ア 数量

1) 8 基

3. 各機器の性能要件

3.2 主要性能

(1) 火葬炉設備等の主要性能

表 3－4 火葬炉の主要な想定構成

火葬炉基数	撤去	人体炉 8 基 胞衣炉 1 基 動物炉 1 基
	更新後	人体炉 8 基（標準炉） 動物炉 1 基
炉の形式	<u>撤去</u>	<u>台車式</u>
	<u>更新後</u>	<u>台車式</u>
排気系列	撤去	1 炉 1 系列
	更新後	1 炉 1 系列あるいは 2 炉 1 系列
燃料	更新後	灯油
集塵装置	撤去	スクリーンフィルター
	更新後	スクリーンフィルター（既存建屋内での更新のため） <u>又は排ガス基準値を満たし、かつ本斎場に設置可能なもの</u>

ア 火葬時間

3) 運転回数は継続安定して 3 回／炉・日（最大 4 回／炉・日）が可能なものとする。なお、当該運転回数は火葬炉の仕様上の水準であり、非常時の斎場運営上の受入可能数とは異なる。

3.3 燃焼設備

(2) 断熱扉

ア 数量

2) 9 面

(3) 炉内台車

ア 数量

1) 標準炉用 8 台、動物炉用 1 台、予備標準炉用 1 台

(4) 再燃焼炉

ア 数量

1) 9 基（人体炉 8 基、動物炉 1 基）

イ 一般事項 3.4 燃焼装置 (1) 主燃焼炉用バーナ ア 数量 1) <u>8 基</u> (3) 燃焼用空気送風機 ア 数量 1) <u>8 基</u> 3.5 通風設備 (1) 排風機 イ 一般事項 5) 排ガスの異常高温時に排風機等を保護するための<u>バイパス</u>を設けること。 (3) 排気筒 イ 一般事項 2) 騒音発生の防止、排出ガスの大気拡散、雨水等の侵入防止を考慮した適切な構造とすること。<u>排気筒上部にかさ等は、設置しないこと。</u> 3.6 排ガス冷却設備 <u>(2) 冷却用空気送風機</u> 3.7 排ガス処理設備	イ 一般事項 <u>4) 動物炉は、第 3 章第 2 節 2.2 項に定める環境基準値等を満たす場合、前項に定める滞留時間、及び最大排ガス量は事業者の提案によるものとする。</u> 3.4 燃焼装置 (1) 主燃焼炉用バーナ ア <u>主要項目</u> 1) <u>9 基（人体炉 8 基、動物炉 1 基）</u> (3) 燃焼用空気送風機 ア 数量 1) <u>5 基以上</u> 3.5 通風設備 (1) 排風機 イ 一般事項 5) 排ガスの異常高温時に排風機等を保護するための<u>仕組み</u>を設けること。 (3) 排気筒 イ 一般事項 2) 騒音発生の防止、排出ガスの大気拡散、雨水等の侵入防止を考慮した適切な構造とすること。 3.6 排ガス冷却設備 <u>(削除)</u> 3.7 排ガス処理設備 <u>既存建物の構造、工事・保守の作業性、機器の信頼性、耐久性、経済性、各種環境基準等への適合性などを総合的に勘案して選定すること。</u> <u>1) 排ガスや結露等による鋼板の腐食や捕集ダストの固着が生じない設備とすること。</u> <u>2) フィルターについては、耐熱性及び集じん効率を考慮した材質を使用し、目づまり防止を考慮した設備とすること。</u> <u>3) 排ガスの流速は、集じん効率やばいじんの目づまりさらにフィルターの寿命等を考慮し、火葬に適合したものとする。</u>
---	---

<u>(1) 集じん装置</u> <u>(2) 集じん灰排出装置</u> 3.8 附帯設備 <u>(1) 残骨灰・集じん灰吸引設備</u> <u>(2) 棺運搬車</u> ア 一般事項 <u>6) 充電器は棺運搬車と別途設けること。</u> <u>(4) 遺体霊安庫（冷蔵庫）</u> イ 一般事項 1) <u>長さ 2,300 mm、幅 700 mm、高さ 600 mm</u>の棺が安置できるものとする。 <u>(5) 非常用代替燃焼設備</u> 4. 電気・計装設備 4.1 一般事項 <u>6) 円滑な運営を目的とした運営支援システム（事業者の提案による。）と連携可能な機能を有するものとする。</u> <u>表 3－8</u> 計装設備一覧表	<u>(削除)</u> <u>(削除)</u> 3.8 附帯設備 <u>既存建物の構造、工事・保守の作業性、機器の信頼性、耐久性、経済性、各種環境基準等への適合性などを総合的に勘案して選定すること。</u> <u>(削除)</u> <u>(1) 棺運搬車</u> ア 一般事項 <u>(削除)</u> <u>(3) 遺体霊安庫（冷蔵庫）</u> イ 一般事項 1) <u>長さ 1,950 mm、幅 600 mm、高さ 550 mm</u>の棺が安置できるものとする。<u>(火葬炉の大きさとの整合性を図ること。)</u> <u>(削除)</u> <u>(4) 燃料供給設備</u> <u>1) オイルサービスタンクは別途発注する建築改修工事で設置される。事業者は、この二次側に要する、ポンプ、配管、計量設備等を設けるものとする。</u> <u>2) 各火葬炉の燃料消費量が計測・記録・出力できる手段を備えること。</u> 4. 電気・計装設備 4.1 一般事項 <u>(削除)</u> <u>表 3－5</u> 計装設備一覧表 <u>(表の内容の刷新)</u>
--	--

4.2 機器仕様 (3) 火葬炉現場操作盤 イ 数量 1) <u>9 面</u> ウ 主要機能 <u>自己診断機能</u> <u>2) インバータの動作、排煙濃度計の動作、酸素濃度計の動作等のチェックが可能なものとする。</u> (4) <u>中央監視制御盤（2 画面以上）</u> <u>4) 本制御盤の機能は、運営・支援システム（事業者の提案による。）と相互に接続され、火葬開始・終了時間や火葬の進行状態、故人、喪主等の氏名表示等のデータの共有化ができるものとするが、機能の一部は、燃焼制御装置等を含めてもかまわないものとする。</u> エ 主要機能 <u>(5) 炉前操作盤（化粧扉開閉用）</u> <u>(7) CCTV 設備</u> 添付資料 2 表 2-2 火葬炉設備整備（設計）業務の提出書類 t 業務報告書基本設計／記載内容例 ・設計計画書（<u>景觀・意匠・構造・設備</u>の各計画、その他） 添付資料 3 図 3-1 火葬炉設備整備業務の範囲（火葬炉設備）	4.2 機器仕様 (3) 火葬炉現場操作盤 イ 数量 1) <u>8 面（人体炉）</u> ウ 主要機能 <u>（削除）</u> (4) 中央監視制御盤 <u>（削除）</u> エ 主要機能 <u>（運転状態表示機能欄の内容修正）</u> <u>（削除）</u> <u>（削除）</u> 添付資料 2 表 2-2 火葬炉設備整備（設計）業務の提出書類 t 業務報告書基本設計／記載内容例 ・設計計画書（設備の各計画、その他） 添付資料 3 図 3-1 火葬炉設備整備業務の範囲（火葬炉設備） <u>（範囲修正）</u>
---	---